

金沢市コンベンション誘致推進事業補助金の交付手続きについて

1. 金沢市への要望手続き

- ・コンベンション開催年度の前年度の8月頃に、(公財)金沢コンベンションビューローのHPや説明会等を通じて、要望手続きのご案内をいたします。
- ・コンベンション開催者は、コンベンション開催年度の前年度の9月末日までに、要望書をメールで提出してください。
- ・事業の予算化がなされた場合は、コンベンション開催年度の4月以降、そのコンベンションの補助金を担当する部署より、当該予算額について内示通知をいたします。
- ・内示額が補助金額の上限となることにご留意ください。
(注) 内示通知は、交付の決定や金額の確定をするものではありません。
これらは後に提出いただく申請書類を審査の上、決定されます。

2. 金沢市への申請手続き

- ・コンベンション開催前に、石川県への申請手続きを完了し、交付決定の通知を受けてください。
 - ・コンベンション終了後、内示通知を発行した金沢市の担当部署※へ申請手続きを行ってください。
- ※観光政策課または健康政策課

【提出書類】

(共通)

- ① 「補助金交付申請書」 (金沢市様式)
- ② 「誓約書」 (金沢市様式)
- ③ パンフレット、プログラム等 (コンベンションの概要がわかるもの)
- ④ 参加者名簿 (参加者が居住する国名、都道府県名がわかる名簿である必要があります。))
- ⑤ 当日の実績写真 (写真4枚程度をA4用紙1枚にまとめてください。)
- ⑥ 石川県が発行した「補助金交付決定通知書」の写し
- ⑦ 「請求書」 (金沢市書式)
- ⑧ 請求書に記載した振込先口座の銀行通帳の写し (表紙とその次のページ)
※申請者名と異なる名義の銀行口座への振込みを希望する場合は、別途、委任状が必要です。

(国際コンベンションの適用を受ける場合)

- ⑨ 参加者募集に係る書類、HP等の写し (日本国外に参加者募集を行っていることがわかるもの)

(シャトルバス補助を受ける場合)

- ⑩ シャトルバス運行ルート図
- ⑪ シャトルバス運行経費の請求書又は領収書の写し
- ⑫ シャトルバス運行の実績写真

※ 各種様式は、(公財)金沢コンベンションビューローのHPからダウンロードしてください。

<https://www.kanazawa-cb.com/request.html>

※ 申請書類の提出にあたっては、事前に作成した書類をメールで担当部署へ送付いただき、チェックを受けていただくと手続きがスムーズになります。

3. その他

- ・申請後、審査の結果適当と認められる場合は、「補助金の交付決定及び額の確定通知書」を送付します。
- ・「補助金の交付決定及び額の確定通知書」が届いてから約1ヶ月で当該補助金が振り込まれます。

■ 要望書提出・お問い合わせ先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市観光政策課 企画係 TEL:076-220-2194 FAX:076-260-7191

Email:kankou@city.kanazawa.lg.jp